

東京都受動喫煙防止対策検討会における議論のまとめ（案）

1 検討会設置趣旨

平成15年5月に施行された「健康増進法」を踏まえ、都は、平成16年に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、都民及び施設管理者の自主的な取組を基本に、公共の場や職場における受動喫煙防止対策を促進してきた。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年に開催された第2回締約国会議では、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択された。わが国は、条約を平成16年6月に批准し、平成24年に策定した健康日本21（第二次）やがん対策推進基本計画においては、受動喫煙防止対策等の一層の充実を求めている。

都においても、平成23年にガイドラインを改正し、公共の場所は原則として禁煙とすべきと明記するとともに、平成25年3月に策定した東京都健康推進プラン21（第二次）や東京都がん対策推進計画（第一次改定）に、受動喫煙防止のための取組を盛り込んでいる。

この間、全面禁煙あるいは分煙に取り組む都内の飲食店の割合が倍増するなど、受動喫煙防止の取組は進んできているが、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが快適な公共空間を実現するためには、対策をより一層推進することが求められている。

本検討会は、こうしたことを踏まえ、今後の東京都の受動喫煙防止対策について、専門的見地から幅広く議論を行うために、平成26年10月に設置された。

2 検討会の開催状況

本検討会では、飲食・宿泊等の事業者団体、医療関係者、消費者団体及びたばこ販売関連事業者等10団体から意見を聴取するとともに、6回にわたり議論を行った。

第1回 平成26年10月29日

- 東京都及び国内、海外の受動喫煙防止対策について

第2回 平成26年12月10日

- 関係団体等からの意見聴取について
 - ・ 東京商工会議所

- ・東京都飲食業生活衛生同業組合
- ・東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
- ・日本たばこ産業株式会社

第3回 平成27年1月22日

- 関係団体等からの意見聴取について
 - ・公益社団法人東京都医師会
 - ・東京消費者団体連絡センター
 - ・東京都たばこ商業協同組合連合会
 - ・一般社団法人日本フードサービス協会

第4回 平成27年2月12日

- 関係団体等からの意見聴取について
 - ・主婦連合会
 - ・一般社団法人日本旅行業協会
- 座長とりまとめ方針案について

第5回 平成27年3月30日

- 議論のまとめ案について

第6回 平成27年5月29日

- 議論のまとめ案について

3 関係団体等の主な意見

各関係団体からは、受動喫煙防止対策について、現在の取組の説明と、今後の対策に関する意見・要望があった。

(1) 飲食・宿泊等の事業者団体

東京商工会議所

(意見要旨)

条例等で一律に事業者を規制するより、喫煙者、非喫煙者が共存できる仕組みが必要である。

<受動喫煙防止対策への取組>

- ・ 商工会議所では、会員企業の経営者や従業員とその家族の健康づくりに関する環境整備に向けた事業、調査研究、政策要望活動などを行っている。
- ・ 経営者や従業員の健康が大切という考えのもと、「健康経営のすすめ～今こそヘルシーカンパニーを目指そう～」というリーフレットを作成しており、その中に、受動喫煙防止の観点から「喫煙者に禁煙をすすめましょう」と記載し、啓発を図っている。
- ・ 事業者としての立場でいうと、厚生労働省の調査をみると、平成14年と平成25年を比較すると、受動喫煙の防止に取り組んでいる事業所は、6割から8割超に増えている。その一方で、小規模事業所では、資金面やスペースの関係から、取組を進めることはなかなか難しいと考える。
- ・ 宿泊業、飲食業、サービス業等の事業者にとって、顧客のニーズは重要であり、顧客に対して一律に禁煙を求めることは難しい。
- ・ 商工会議所としては、国の方針、東京都のガイドラインに則って、これまでどおり努力するとともに、経営者支援の一環として、健康経営についても一層、普及・推進させていく。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ 受動喫煙防止対策を進めるにあたっては、事業所の規模や業種によって問題が生じている現状を踏まえ、全面禁煙または空間分煙を一律に義務付けるよりも努力義務とし、国の助成金などを活用しながら対策を広げていく方が実効性があると考えます。
- ・ 受動喫煙が、たばこを吸わない方々の健康に影響を及ぼすことは、多くの都民や企業が認識しており、一般の事業所を中心に完全禁煙あるいは分煙の取組が進んでいることも事実であるが、受動喫煙防止対策を実効性あるものとするためには、規制ありきでなく、喫煙者と非喫煙者が十分に共存できる仕組みが必要である。

東京都飲食業生活衛生同業組合

(意見要旨)

一律規制は売上げ等への影響が大きいため考慮していただきたい。
都には、飲食店の実情に合わせた支援をしていただきたい。

<受動喫煙防止対策への取組>

- ・ 店頭表示については、平成 23 年度に東京都飲食業生活衛生同業組合が作成し、各会員店舗に配布している。4 年経過した現在、貼付率の調査等も行っているが、まだまだ完全ではないことは認識しており、さらに貼付率を上げるため努力していく。
- ・ 受動喫煙防止対策については、検討会を設置し、そのまとめに沿って、平成 23 年度に 6 種類のオリジナル喫煙ルールステッカーを作成した。平成 25 年度に一新し、8 種類のステッカーを全組合員に配布し、積極的な貼付を働きかけた結果、少しずつではあるが貼付率は上がっている。
- ・ ステッカーを店頭貼付することで、来店されるお客様にご理解をいただきながら、営業させていただいている。今後も、貼付率を高めるための啓蒙活動を積極的に行っていく。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ 組合員の多くは、店舗面積 50 平米以下、売上月 100 万円前後の零細経営であり、完全分煙や全面禁煙等の条例等が施行されれば、採算分岐点を割り込むことは必至であり、考慮してもらいたい。
- ・ 東京オリンピックの招致に際し「おもてなし」という言葉が流行した。この言葉の意味は、日本人の気質である優しい気遣い、思いやりの心である。画一的な規制を行うのではなく、店もそれぞれのスタイルで営業し、お客様も店頭ステッカーを見て店を選ぶ、そうすることが、受動喫煙に関して十分な対策を講じることになるのではないかと。
- ・ たばこを吸う方も吸わない方も、飲食業界にとってはお客様であり、顧客のニーズを大切にしなければならない点もご理解いただきたい。

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

(意見要旨)

「受動喫煙防止」には賛成だが、「禁煙」対策とならないように要望する。
嫌煙家も愛煙家も大切な顧客であり、どちらにも必要とされるサービスを提供するため、「分煙」を進めている。各施設の規模や客層に合わせて、分煙の取組を進めるべきである。

<受動喫煙防止対策への取組>

- 大きなシティホテルや客室数 100 以上のビジネスホテルでは、禁煙階と喫煙階が分けられており、ロビーについても大体禁煙で喫煙ルームを設けている形が多い。宴会場については、イベントの主催者の判断による。
- 客室数 100 以下のビジネスホテルの場合、禁煙階を設けることは難しいことから、どちらかと言うと、その日の状況によって分ける形になる。
- レジャー系の場合は、例えば 2 時間使用し、20 分ほど清掃した後で次のお客様が入る。清掃も以前に比べれば、かなり強力な空気清浄器を部屋に入れて行ってはいるが、部屋が禁煙でなければ帰るとい例はそれほどないと思われ、組合からの指導（禁煙ルームを必ず設ける等）は難しい。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- 禁煙あるいは喫煙ルームの設置については、国の補助金はあるが都の補助金はない。都も補助を出してもらいたい。
- 「受動喫煙防止」対策を検討することは大賛成であるが、それが「禁煙」対策とならないよう要望する。
- 当組合としては、「受動喫煙防止」の立場から、「分煙化」を推進していく。

一般社団法人日本フードサービス協会

(意見要旨)

施設管理者が自主的判断により、「禁煙」、「分煙」、「喫煙」など「お客様に選んでいただける空間」を提供し、お客様が多様な飲食空間から自由に選択していただくことが望ましい。

都としても、業界が自主的に取り組む受動喫煙対策に支援をしていただきたい。

<受動喫煙防止対策への取組>

- ・ 施設管理者の判断により、「禁煙」、「分煙」、「喫煙」など「お客様に選んでいただける空間」を提供し、お客様が多様な飲食空間から自由に選択していただくことが望ましい。
- ・ 職場における受動喫煙防止対策は、労働者の健康障害防止の観点からも必要であり、外食産業においても従業員の健康を守ることは重要である。しかし、一般の事務所や工場と異なり、外食産業における職場は店舗であることから、顧客を無視することは困難である。
- ・ ビジネスの場であると同時に働く場である店舗の環境については、経営者と労働者が十分に話し合うことが必要である。
- ・ 受動喫煙を含む喫煙の問題について、協会としても安全安心委員会や環境委員会において、情報交換や進むべき方向性を検討している。また、2020年オリンピック・パラリンピックは大きなビジネスチャンスになることから、それに向けて、禁煙、分煙を含め、受動喫煙問題にどう対応すべきかについても検討している。
- ・ 協会会員の受動喫煙防止対策への取組事例としては、エアカーテンの導入による禁煙席への煙流出防止、空調と間仕切りを工夫した時間帯での喫煙・禁煙席の配置変更、店舗内での喫煙ルームの設置、フロア別や時間帯別の禁煙・分煙などがある。
- ・ そもそも、小規模な店舗では、分煙を徹底しようとしても、物理的、あるいは賃貸契約上困難な場合もある。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ 外食産業は、天候不順や円安による食材やエネルギーコストの高騰、業種の垣根を越えた企業間競争の激化など厳しい経営を強いられている。また、顧客の求める喫煙環境も様々であり、店舗における全面禁煙あるいは完全分煙など一律の規制が課された場合、客離れによる経営の悪化が懸念される。
- ・ 協会会員においては、従業員の健康障害防止について、引き続き労使関係及び経営の視点で総合的に議論し、顧客満足と従業員満足を最大化する措置を自主的に行っていく。

一般社団法人日本旅行業協会

(意見要旨)

旅行者には喫煙者、非喫煙者ともおり、両者にやさしい取組の充実を望む。
規制強化より、喫煙可能場所を増設し、場所がわかる表示を多言語で統一して
行うなど現状の取組の充実を求める。分煙の設備投資への支援は必要である。

<受動喫煙防止対策への取組>

- 旅行あっせん業は、お客様に満足いただけるようにするため、喫煙か禁煙かを事前に確認し、それに合うサービスの提供、すなわち宿泊施設や食事箇所に対して、こういうお客様が行くのでそれに対応していただきたいということをお願いする立場にある。
- 国内外問わず啓蒙活動を実施して、受動喫煙防止については今まで以上に取り組んでいかないといけないと考えて行動している。
- 国内旅行のお客様に対しては、事前に喫煙の有無を確認し、宿泊や食事箇所の手配を行う。喫煙者に対しては、公共的な場所、特にターミナルや公共施設等と通常認識されている場所については、喫煙は原則禁止と説明している。同時に、パンフレットにも必ずそういう記載をしている。特に、周辺に対する気配りや、喫煙可能な場所かどうかを確認するようお願いしている。路上喫煙についても、地方によって少しばらつきがあるので、必ず現地で確認をして行動していただきたい旨をお願いしている。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- 例えば、路上喫煙対策は地方によりばらつきがあり、業界として全てを網羅した案内ができないことなどから、喫煙者、非喫煙者の双方に優しい、統一的なわかりやすい制度、双方に理解を得られる制度を作ってもらいたい。
- 喫煙可能場所の増設及びその場所が分かる多言語による表示をしていただきたい。
- 現行制度の中でどうあるべきかを議論すれば、分煙の促進を図ることしか出てこないが、分煙を行うための設備投資は、中小企業にとっては厳しいものがある。分煙に要する費用について、柔軟な運用が可能な補助金制度の充実を求める。

(2) 医療関係者

公益社団法人東京都医師会

(意見要旨)

壁やドアで仕切っても、受動喫煙を完全に防止することは不可能である。
従業員の健康被害防止の観点からも、飲食店では全面禁煙とすべきである。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ たばこが健康に有害なことは明らかである。がん、心臓病、脳卒中、肺炎の4大死因全てにたばこが深く関わっている。また、超高齢社会に向け、健康寿命の延伸が課題だが、がんだけでなく、寝たきりの原因となる脳卒中や転倒骨折にもたばこは深く関わっている。
- ・ 喫煙者は、やめたくてもやめられないニコチン依存症に陥っていることを忘れてはならない。
- ・ 本人が吸う主流煙では完全燃焼により発がん物質等がそれなりに分解されるのに対し、たばこから出る副流煙では空間で薄められるものの、温度が低いので有害物質が非常に多くなる。
- ・ 25のコーホート研究によると、非喫煙者の肺がんは受動喫煙により24%増加している。
- ・ 壁やドアで仕切っても、ドアの開閉ごとに禁煙席へ煙が流れる。喫煙室や空気清浄器による工学的な対策では、受動喫煙を完全に防止することは不可能である。飲食店の従業員は、喫煙席にも行かなければならないので、従業員の健康被害防止の観点からも、全面禁煙とすべきである。
- ・ 多くの分煙派は喫煙する客の権利を重視し、喫煙者が来店しなくなるから困るというが、喫煙者は今や全体の1/5である。民主主義のルールからも経営者は、2割の喫煙者ではなく、8割の非喫煙者を守るべきである。
- ・ 非喫煙者を守るために、そして喫煙者が喫煙ルームで受ける更なる健康被害を考え合わせると、分煙といった不完全な受動喫煙対策ではなく全面禁煙しかないことを、(検討会)委員にはご理解いただきたい。

(3) 消費者団体

東京都消費者団体連絡センター

(意見要旨)

2020年開催のオリンピック・パラリンピックを見据え、「世界一の都市・東京」の実現を目指すためにも、受動喫煙防止対策の推進と実効性の向上につながる、「WHOたばこ規制枠組み条約実施のためのガイドライン」に基づいた、都のガイドラインの条例化を要望します。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ 受動喫煙防止の取組は進んできたとは思いますが、徹底されているとは言い難い。
- ・ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」及び「WHO たばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン『たばこの煙にさらされることからの保護』」に立ち戻り、東京都での積極的な受け止めと具体化を強く求める。特に、責任及び罰則の盛り込み、監視と対策の評価、地域社会の動員と参加についての積極的検討や取組推進をしてほしい。
- ・ 受動喫煙防止対策の推進と実効性の向上を図るためにも、条例制定を要望する。
- ・ 受動喫煙防止対策については、どの程度実行されているのか、毎年検証することが非常に重要である。条例の有無に係らず積極的に推進してもらいたい。そのことが条例化の加速につながる。
- ・ 受動喫煙防止を進めなければならない根拠、意義として、条約や8条のガイドラインを広めていくことが重要である。
- ・ 健康被害を受けやすい乳幼児の家庭内受動喫煙防止を進めるため、これに関する啓発に早急に力を注ぐ必要がある。

主婦連合会

(意見要旨)

受動喫煙防止について、「WHO 枠組み条約」を徹底し、実効性を担保するために罰則付きの条例制定を求める。

子供たちに喫煙の害、受動喫煙の害等、消費者教育を行うことによって未来の喫煙者を限りなくゼロに近づけることが根本的な問題の解決になる。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条及びそのガイドラインに基づいた施策の策定を求める。
- 枠組条約の第8条は、「たばこの煙にさらされることからの保護」をうたっており、「締約国はたばこの煙にさらされることが死亡及び疾病、及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する」とある。また、「屋内の職場、公共輸送機関、屋内の公共場所及び他の公共場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を求める」ともある。これらの目標を実現するためには、実効性を担保するルールや罰則を盛り込んだ条例化が必要である。
- それまでの間は、過渡的な措置として、飲食店等については、「喫煙」、「分煙」、「禁煙」に分けることが想定されるが、当初から明確な基準を定め、店内に入る前にその店の対策状況が誰にでもわかるよう表示することで（不完全な分煙を認めず、その場合は「喫煙」の店として表示するなど）消費者が選択する機会を確実なものとするべきである。
- 表示に偽りがいないことの検証の仕組み、偽りがあった場合の措置（罰則等）及び是正の仕組みを作る必要がある。
- 子供たちに喫煙の害、受動喫煙の害、たばこ規制枠組条約に関する学習を進めるなど、消費者教育により未来の喫煙者を限りなくゼロに近づけることが根本的な問題の解決になる。

(4) たばこ販売関連事業者等

日本たばこ産業株式会社

(意見要旨)

たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現に向け、受動喫煙防止対策に取り組んでいく。

<受動喫煙防止対策への取組>

- ・ たばこを吸う人と吸わない人の協調ある共存社会の実現に向け、マナー啓発活動（ソフト面）や屋内における分煙環境整備活動（ハード面）に取り組んでいる。
- ・ マナー啓発活動としては、誰もが思い当たるような身近な喫煙マナーに関するシーンやテーマをイラストで紹介したマナー広告による呼びかけ（新聞、雑誌、交通広告、喫煙所でのポスター掲示、テレビCM等）、「ひろえば街が好きになる運動」として清掃活動を実施している。
- ・ 分煙環境整備活動としては、ビルオーナーや施設管理者、飲食店オーナーを対象とした分煙コンサルティング活動、大手ディベロッパー等との協業による具体的な喫煙スペースをモデルルームとして整備する活動、店頭表示の普及活動、未来の分煙に向けた取組という、4つの活動を実施している。
- ・ 施設管理者の多様なニーズに沿った分煙環境整備の提案を行うため、分煙試験室を作り、技術的な研究や検証を行っている。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- ・ これからも、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会の実現に向け、取り組んでいく。
- ・ 東京都における受動喫煙防止対策に関する施策に対し、様々な情報提供やご提案を通じて、積極的に協力していきたい。

東京都たばこ商業協同組合連合会

(意見要旨)

喫煙者のマナーは着実に向上している。

一律に規制するのではなく、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる分煙社会の実現を目指していただきたい。

<受動喫煙防止対策への取組>

- 受動喫煙防止対策にあたっては、マナーの問題がある。
- この40年間にわたり、様々な啓発活動やごみ拾いなどの美化活動を行っている。喫煙者一人ひとりに対して団体として啓発を図り、自ら清掃活動を行ってきた結果、ポイ捨て禁止条例の影響もあるが、現在、街中は非常にきれいになってきている。

<今後の受動喫煙防止対策に対する意見・要望>

- 受動喫煙防止については、一律に規制するのではなく、喫煙者のマナー向上、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる分煙社会の実現により解決すべきと考える。
- 日本国民は、譲り合いの精神、おもてなしの精神を持った国民だと思っている。2020年に向けて、海外からの訪日客が、喫煙者も非喫煙者も皆気持ちよく滞在できるような分煙の実現を目指してもらいたい。
- 各事業者が施設の態様や利用実態に合わせ、過度な負担とならない実現可能で多様な分煙のあり方を選択できるよう、検討していただきたい。

4 委員の主な意見

各委員からは、関係団体等からの意見・要望に関するものも含め、次のような意見が出された。

(1) 受動喫煙の健康影響に関して

受動喫煙による健康への影響について、5人の委員より次のような意見があった。

- たばこの中には微量の発がん物質が60から70種類混ざっており、それを煙として吸引すれば肺がん、喉頭・咽頭がん、唾液で溶解されたものを嚥下すれば、食道や胃に、血中に吸収され全身を巡れば、膀胱・腎盂・尿管・尿路など体中のほとんどあらゆるところに悪影響を及ぼすなど、健康上の課題であることは明瞭である。
- 受動喫煙による健康影響は、国内外の疫学研究により、各種の疾患原因となることは明らかで、科学論争は既に決着したと考えている。現在は、これを踏まえた上で、受動喫煙防止対策を如何に実行するかという段階である。
- 受動喫煙と疾病との「因果関係」については、肺がん、冠動脈心疾患、乳幼児突然死症候群、下気道疾患等に関しては確実 (conclusive) であるとされている。現在は suggestive (示唆的) とされている、脳卒中、COPD、乳がん、早産等の疾患についても、今後の研究の進展によって新たな知見が得られる可能性もある。
- 受動喫煙について、色々なマイナスの影響が体にはあるということはある程度確定しているのかもしれないと考え、今ここで「受動喫煙と健康被害」云々を議論することは遅れているのではないかと思う。

有害性の科学的根拠について、2人の委員より次のような意見があった。

- 最近なたばこの有害作用を示すデータが次々と報告されているが、厳密に見ると、たばこの健康への影響はまだまだわからないことばかりだと言った方がよく、受動喫煙や喫煙は健康被害の最大の元凶だと結論づけるのは、少し行き過ぎではないか考える。
- 免疫学の観点から、たばこで免疫に影響が表れることはほとんどなく、喫

煙者、非喫煙者との差をみつけることはできない。たばこの害は明確になっているとは言えない。

その他、3人の委員より次のような意見があった。

- 喫煙がもたらす健康被害は明白であるが、受動喫煙の場合は、COPD が suggestive (示唆的) とされるように、エビデンスを得るためには長期の研究が必要であり難しい。望まないのに吸わされるのはどうかという、医学的な見地を超えた議論も必要と考える。
- 政策の基礎とすべき科学的知見として、たばこの煙は、自分が吸うのと受動喫煙とでは状況は違うものの、有害である可能性はあると言える。しかし、その有害というのはどのレベルで言う有害であるのかは、多分議論がある。
- たばこが、全身に大きな悪影響があるということを多くの人には知らないと思う。専門家の知見と一般の人との知識の乖離が大きく、東京都だけでなく、色々とところと連携して普及啓発すべきである。

(2) 全面禁煙化に関して

全面禁煙にすべきとして、5人の委員より次のような意見があった。

- 完全分煙の徹底にはコストがかかり、飲食店をはじめとした店舗や施設の分煙化は、小規模施設に過度の負担が発生するが、全面禁煙にすれば分煙のためのコストがかからず、小規模施設への負担もない。
- 今後の受動喫煙防止対策は、WHOが全締約国に向けて行った勧告も踏まえ、2020年の東京オリンピックに向けて、各開催都市が実施したように屋内を全面禁煙とすべきである。
- 鼻や口から人体に入るものに関して、空気、食品、食器、飲料水及び薬等は法律で厳しい規制がされているにもかかわらず、たばこに関しては個人の嗜好の問題として片づけられていることは問題であり、基本的には全面禁煙で臨むべきである。また、完全分煙は非常に技術的に難しく、かつ、それが実現されているかを確認することが必要になるなど、分煙対策は非常に中途半端である。

- IOCはたばこに関して、脱たばこをずっと掲げてきており、これまでのオリンピック開催国に恥じない、一步でも、受動喫煙も含めてたばこから離脱する都市づくりをすることが重要だと思う。

仮に完全分煙できた場合でも、飲食店の従業員にはアルバイト、特に未成年者が多く働く店もあり、そこで働く未成年者は煙がもうもうたるところへ食事を運ばなければならないことや、禁煙、分煙、喫煙可の店に分けることによって、かえって顧客の流動化による新たな利害の発生などが懸念される。

- 受動喫煙対策によって、経営が影響を受ける中小・零細事業者の営業上の利益に配慮しなければならないことを考慮すれば、経済的不平等をもたらさない一律禁煙が最も望ましく、完全禁煙法令を実施した諸外国では、まずその観点からの議論が優先されている。

不必要な分煙設備への投資は将来的な禁煙化の阻害要因となるのみならず、喫煙空間での喫煙助長は公衆衛生の目的とは相反するため、公費を投入すべきではない。むしろ、分煙施設への補助金は、禁煙キャンペーンや禁煙支援など公衆衛生上の施策に投じるべきである。

その他、5人の委員より次のような意見があった。

- IOCが「たばこのないオリンピックの実現」を掲げ、競技会場や選手村は全面禁煙としているが、開催都市まで広げて禁煙にするかは、これまでの開催都市における取組の評価を含めて、まだ議論が必要である。

- 現時点では、全面禁煙ではなく、後戻りがきく、つまり、非喫煙者を保護しつつ、喫煙者の自由や喫煙の環境のもとで経営する自由というものを確保できるような形で規制することが一番望ましい。

- スポーツ界全体としては、全面禁煙が望ましいが、極度のプレッシャーがかかる選手や、選手を育てるストレスに晒される指導者には喫煙者もあり、競技場や練習施設には喫煙室があるのが現状である。

- たばこが合法的に存在する限り、吸う人も吸わない人も共存しなければならない。受動喫煙問題は、基本的には喫煙者のマナーの問題であり、マナーの問題は自覚することが不可欠であり、強制は反発を招くだけで、自覚にはつながらない。

- 長期的な視点からは、たばこは禁止されるべきものと考えているが、たばこは

人間の文化の中で長い間嗜好品として受け入れられてきており、現在でもかなりの割合で喫煙者がいるという現実がある。従って、短兵急にたばこを禁止するようなことは、多分、非常に矛盾が生じる可能性があり、無理は良くないと思う。

(3) 分煙の促進に関して

分煙の促進や分煙方法等について、4人の委員より次のような意見があった。

- 徐々に分煙化が進んでいることは、評価できる。引き続き、地道に積み重ねてあらゆる形で推進していく努力をすることが必要である。また、利用者が選択できるよう飲食店等には喫煙可か禁煙か、わかりやすい表示をするよう徹底した取組を推進すべきである。喫煙者のために、非喫煙者が我慢することはないという事は認知されていると思うので、健康増進法25条をベースにした取組が重要である。
- 不完全な分煙を認めず、喫煙しない人には被害を絶対に受けさせないという立場が重要である。また、分煙をする場合にはコストがかかるというのは確かであり、ある程度の補助金をつけて促進することは理にかなっている。
- 小規模店舗が東京にはたくさん存在するので、顧客が禁煙店、喫煙可の店を選択できるようにすればよく、現実的に考えれば、店舗間分煙を行えば解決すると考える。
- スペースや資金が限られた小規模店舗が、分煙のために投資することは経済的には無駄であり、そうであれば、経営者が、店舗を禁煙とするか喫煙可とするかを判断する方が合理的である。

(4) 従業員の安全衛生管理に関して

飲食店等の従業員の安全衛生管理について、4人の委員より次のような意見があった。

- これまでの店舗における対策は、顧客への対策が中心であったが、従業員

への健康影響についても考慮することが大切である。特に、長時間勤務している若年層従業員の将来の健康について、真剣に考えるべきである。

- 従業員、特に若い従業員を受動喫煙の害から守ることは極めて重大な課題である。

従業員の保護については、強制力を持たせた法令の制定が困難な以上は、対策を実施した事業者からのヒアリングなどにより、支援を検討すべきである。

- 従業員は最も弱い立場なので、従業員の健康確保について真剣に考え、国に対しても、労働者保護の観点からの立法化などを求めていかなければならないと考える。

(5) 条例制定に関して

受動喫煙防止対策を推進するため、条例を制定すべきとして、5人の委員より次のような意見があった。

- 地方の時代なので、都として、都民の健康を守るスタンスで、罰則規定付きの条例を制定すべきと考える。東京オリンピックという、海外からのアスリートや観光客が来訪する特殊事情もある。受動喫煙防止対策が進んでいる国の人から見ると日本は遅れていると思われる。
- 罰則規定付きの条例化が必要だと思っているが、罰則規定なしであっても、条例を制定することは非常にイメージを喚起する力があると思うので、制定すべきである。
- 罰則規定の有無は、さらに検討すべきものであるが、規定がないから条例を制定しないということでは必ずしもないと思う。
- 受動喫煙の害の発生や曝露程度、及びオリンピック開催という事情は極めて地域的な特性をもつため、緊急性が求められる場合には地方政府が対策を講じるべきであり、2018年に条例公布（2年の猶予で禁煙化）のロードマップを描くべきと考える。
- 罰則付きの条例制定に議論のウエートが置かれているが、それも有効な手

段の一つである。受動喫煙の被害最小化が目的であり、条例制定も補助金支給もステッカー貼付も政策手段でしかない。受動喫煙を限りなくゼロに近づけるための取組を、少しでも前進させるにはどういう政策の方向性を出したらいいのかについて、議論が必要である。

条例制定の慎重論や反対論として、3人の委員より次のような意見があった。

- 受動喫煙の害という健康の問題は、普遍的なもので、オリンピック開催を含め、地域的な特性があるとは考えにくく、本来その規制は中央政府が行うべきものであり、条例化は困難である。また、たばこ規制枠組条約は、締約国の国民の権利・義務を直接規定するものではないので、それだけで地方自治体が条例を制定する根拠とはなり得ないとする。
- 一番の問題は、政府が枠組条約批准にもかかわらず今まで何もしていないできたことである。受動喫煙による害は東京のみの特殊事情はなく、東京オリンピック開催により条例制定を正当化するのは極めて危ういとする。権利制限や不利益処分を規定したことにより、大きな被害を受けると考えた業者が訴訟を提起する可能性もありうる。他の自治体において、現時点で条例をめぐって憲法違反の訴訟が発生していないから気にしなくてもよいということにはならない。慎重に検討すべきである。
- 条例化ということはかなり政治的な問題であり、公平性という点では、放射能問題など他の課題とも比較して検討しなければならないと考えている。

5 東京都への提言

受動喫煙防止対策に関する委員及び関係団体等の意見は、いずれも貴重なものであり、多くの争点が明確にされた。

これまで述べてきたように、多くの委員から、飲食店等の屋内施設への全面禁煙の導入や条例の制定の必要性が述べられたが、委員全体の意見の一致は得られなかった。また、関係団体からのヒアリングでは、多くの団体から喫煙者と非喫煙者の共存できる対策の推進を求める声が出された。

東京都は、これまでガイドラインに基づいて、受動喫煙防止の取組を進めているが、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えれば、その取組を一層強化する必要がある。

検討会としては、関係団体からのヒアリングや委員の意見を踏まえ、東京都に対し、今後の受動喫煙防止対策について、以下の提言を行うこととする。

提 言

- (1) 日本では、2020年にオリンピック・パラリンピック大会が開催される。2004年のアテネ以降、大会が開催された国では、その対象施設や禁煙・分煙の手法等は、それぞれ異なるが、国法・州法・条例で、罰則付きの受動喫煙防止に関する規制が行われている。

また、2010年には、WHOとIOCの間でたばこのないオリンピックを共同で推進することについて合意されている。

こうしたことを踏まえ、都は、開催都市として、受動喫煙防止のための明確なビジョンと対策を示し、取組の工程表を提示すること。

工程表については、常に、進捗状況や実態を検証し、取組の効果や国の動向も踏まえながら、2018年までに、条例化について検討を行うこと。

- (2) 受動喫煙の問題は普遍的なものであり、地域的な特性を持つとは言い難い。また、2020年のオリンピック・パラリンピック大会も、東京都だけでなく、千葉県、埼玉県をはじめ、全国各地で競技が開催される予定であり、諸外国の事例をみても、多くが法律で規制が行われている。

受動喫煙防止対策は、国家として進めるべき課題であり、規制についても、全国統一にすることが望ましいことから、国に対しては、全国統一的な法律での規制を働きかけること。

- (3) 今後の受動喫煙防止の取組にあたっては、まず現在のガイドラインに基づく対策を一層強化するとともに、不特定多数が出入りする飲食店・宿泊施設等については、少なくとも利用者に選択の機会を確実に提供できるよう、分煙や禁煙等の表示の徹底をはじめとした受動喫煙防止対策を、より一層推進すること。
- (4) 事業者においては、従業員の安全衛生という観点から、受動喫煙に暴露されている未成年者や従業員を保護するための対策を講じることが必要である。
- そのために、従業員対策を行っている事例を幅広く収集し、事業者が実効性のある対策が取れるよう、普及啓発をはじめとした様々な支援を行うこと。